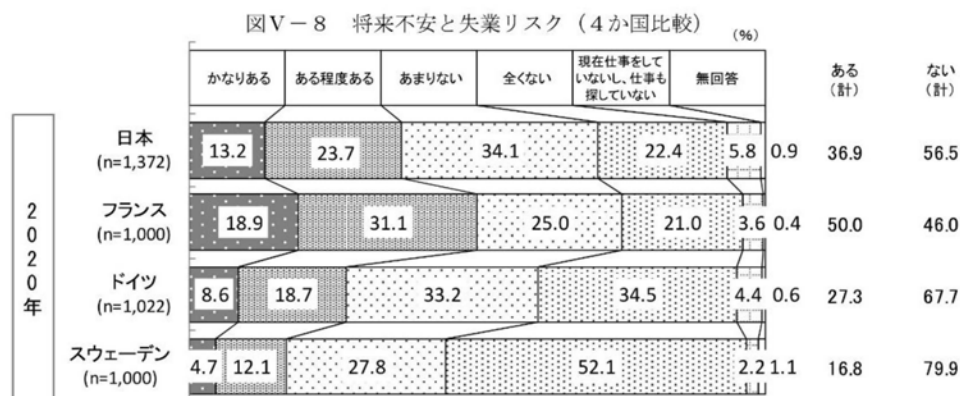


(5) ワーク・ライフ・バランス

ア 将来不安と失業リスク（今後1年間に失職したりする心配）

今後1年間に失職したり、仕事がみつからなかったりする心配はどの程度あるか聞いたところ、日本では、「かなりある」13.2%、「ある程度ある」が23.7%で、合計した『ある（計）』の割合は36.9%となっている。

各国の結果を比較すると、『ある（計）』の割合はフランスで50.0%と最も高く、次いで日本（36.9%）、ドイツ（27.3%）、スウェーデン（16.8%）の順となっている。

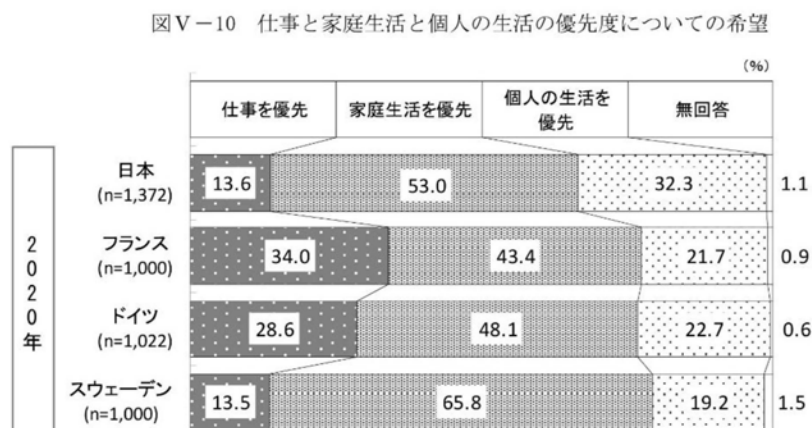


出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

イ 仕事と家庭生活と個人の生活の優先度

現在の日常における、仕事、家庭生活、個人の生活等の優先度について、希望を聞いたところ、日本では「家庭生活を優先」が53.0%で最も高く、次いで「個人の生活を優先」が32.3%、「仕事を優先」が13.6%となっている。

各国の結果を比較するといずれの国でも「家庭生活を優先」（スウェーデン65.8%、日本53.0%、ドイツ48.1%、フランス43.4%）が最も高いが、スウェーデンでは6割台と特に高い。フランスとドイツは「仕事を優先」（フランス34.0%、ドイツ28.6%）が2番目に高くなっている。

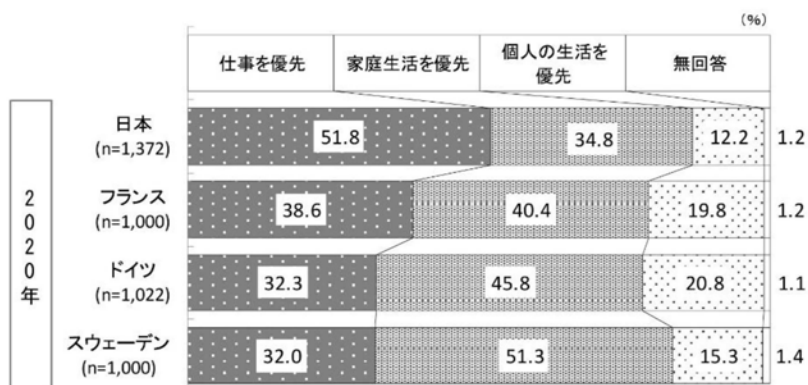


出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

現在の日常における、仕事、家庭生活、個人の生活等の優先度について、現実の状況を聞いたところ、日本では「仕事を優先」が 51.8%で最も高く、次いで「家庭生活を優先」が 34.8%、「個人の生活を優先」(12.2%)の順である。

各国の結果を比較すると欧州3か国では、「家庭生活を優先」(スウェーデン 51.3%、ドイツ 45.8%、フランス 40.4%)が最も高く、次いで「仕事を優先」(スウェーデン 32.0%、ドイツ 32.3%、フランス 38.6%)が2番目に高くなっている。

図V-11 仕事と家庭生活と個人の生活の優先度についての現実



出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

(6) 社会的支援

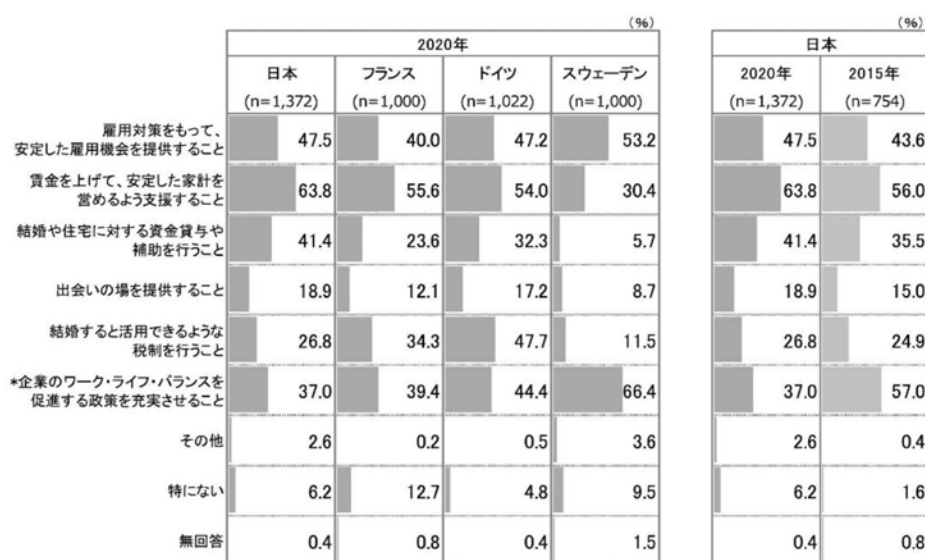
ア 結婚を希望する人に対する施策として何が重要か

結婚を希望する人を支援する施策として何が重要だと思うか聞いたところ、日本では、「賃金を上げて、安定した家計を営めるよう支援すること」が63.8%で最も高く、次いで「雇用対策をもって、安定した雇用機会を提供すること」(47.5%)、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助を行うこと」(41.4%)などの順となっている。

各国の結果を比較すると、フランス、ドイツでは日本と同様、「賃金を上げて、安定した家計を営めるよう支援すること」(フランス：55.6%、ドイツ：54.0%)が最も高くなっている。スウェーデンでは、「企業のワーク・ライフ・バランスを促進する政策を充実させること」が66.4%と最も高くなっている。

注目すべきは、日本は「結婚や住宅に対する資金貸与や補助を行うこと」が他国よりも高い。

図VI-4 結婚を希望する人に対する施策として何が重要か



*2015年は「夫婦共に働き続けられる夫婦共に働き続けられる職場環境の充実」で聴取

注：「無回答」について、2015年は「わからない」という項目になる。

出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

イ 妊娠・出産時の身体的・精神的・経済的負担を軽減する施策として何が重要か

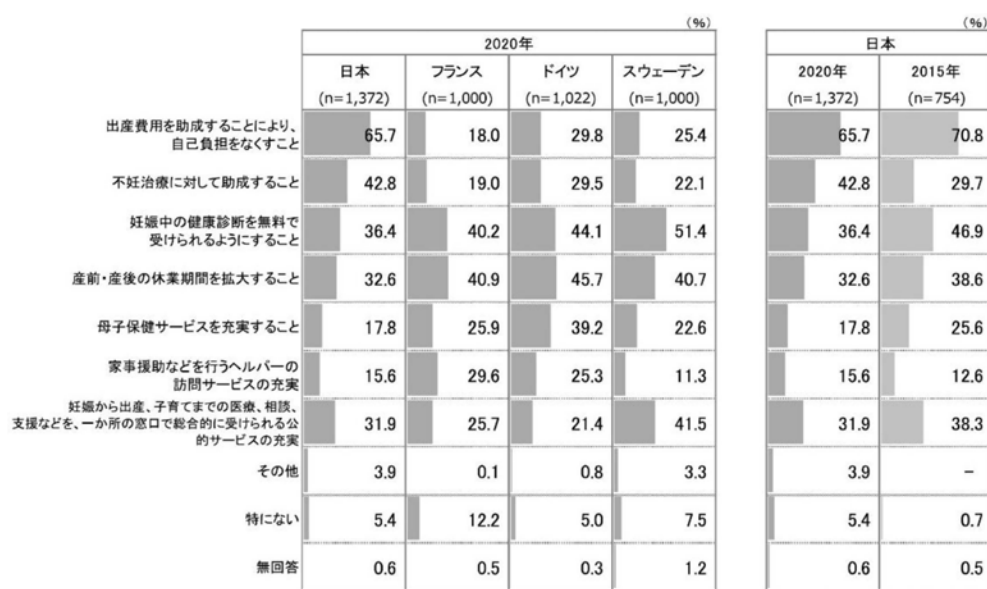
妊娠・出産時の身体的・精神的・経済的負担を軽減する施策として何が重要だと思うか聞いたところ、日本では、「出産費用を助成することにより、自己負担をなくすこと」が65.7%と最も高く、以下、「不妊治療に対して助成すること」(42.8%)、「妊娠中の健康診断を無料で受けられるようにすること」(36.4%)、「産前・産後の休業期間を拡大すること」(32.6%)、「妊娠から出産、子育てまでの医療、相談、支援などを、一か所の窓口で総合的に受けられる公的サービスの充実」(31.9%)などの順となっている。

各国の結果を比較すると、フランスとドイツでは「妊娠中の健康診断を無料で

受けられるようにすること」（フランス：40.2%、ドイツ：44.1%）と「産前・産後の休業期間を拡大すること」（フランス：40.9%、ドイツ：45.7%）が上位2項目である。スウェーデンでは「妊娠中の健康診断を無料で受けられるようにすること」（51.4%）が最も高く、次いで「妊娠から出産、子育てまでの医療、相談、支援などを、一か所の窓口で総合的に受けられる公的サービスの充実」（41.5%）、「産前・産後の休業期間を拡大すること」（40.7%）の順である。

注目すべきは、日本は「出産費用を助成することにより、自己負担をなくすこと」、「不妊治療に対して助成すること」が他国よりも高い。

図VI-5 妊娠・出産時の身体的・精神的・経済的負担を軽減する施策として何が重要か



注：「無回答」について、2015年は「わからない」という項目になる。

出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

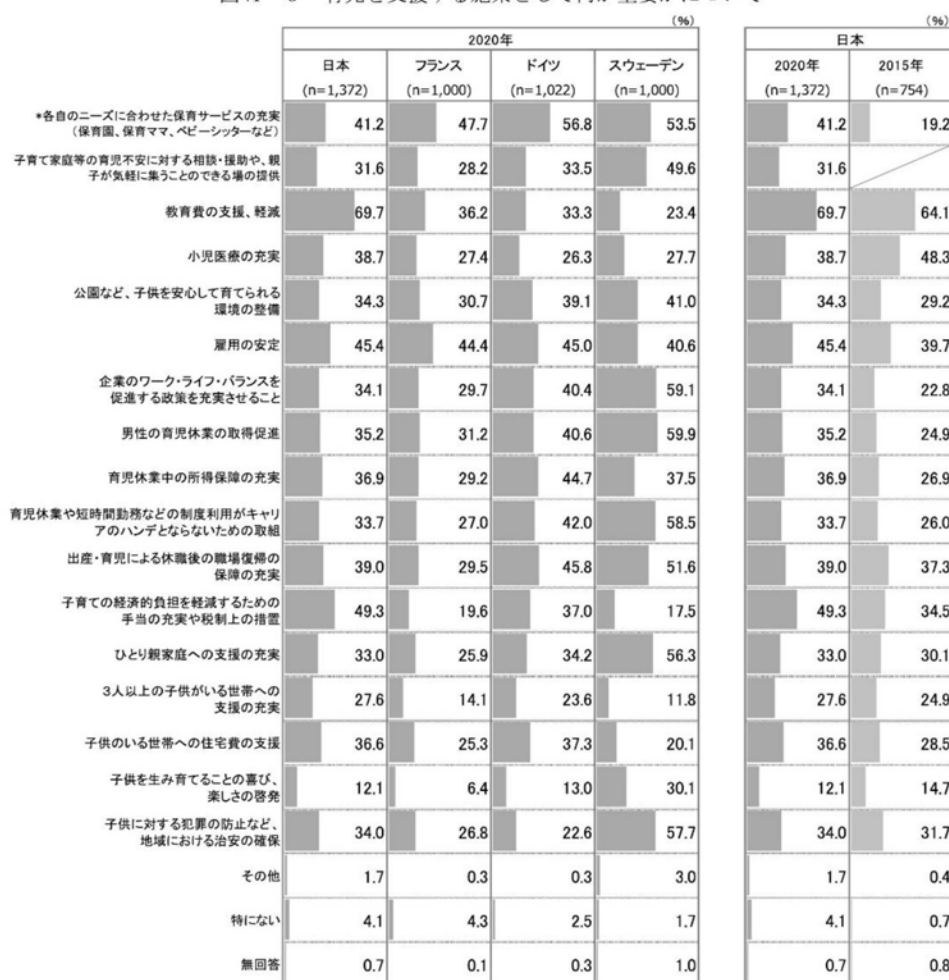
ウ 育児を支援する施策として何が重要かについて

育児を支援する施策として何が重要だと思うか聞いたところ、日本では、「教育費の支援、軽減」が69.7%と最も高く、以下、「子育ての経済的負担を軽減するための手当の充実や税制上の措置」(49.3%)、「雇用の安定」(45.4%)などの順となっている。

各国の結果を比較すると、フランスとドイツでは、「各自のニーズに合わせた保育サービスの充実(保育所、保育ママ、ベビーシッターなど)」(フランス:47.7%、ドイツ 56.8%)が最も高い。スウェーデンでは、「男性の育児休業の取得促進」(59.9%)、「企業のワーク・ライフ・バランスを促進する政策を充実させること」(59.1%)が最も高い。

注目すべきは、日本は「教育費の支援、軽減」、「子育ての経済的負担を軽減するための手当の充実や税制上の措置」が他国よりも高い。

図VI-6 育児を支援する施策として何が重要かについて



*2015年は「各自のニーズに合わせた保育サービスの充実」で聴取

注:「無回答」について、2015年は「わからない」という項目になる。

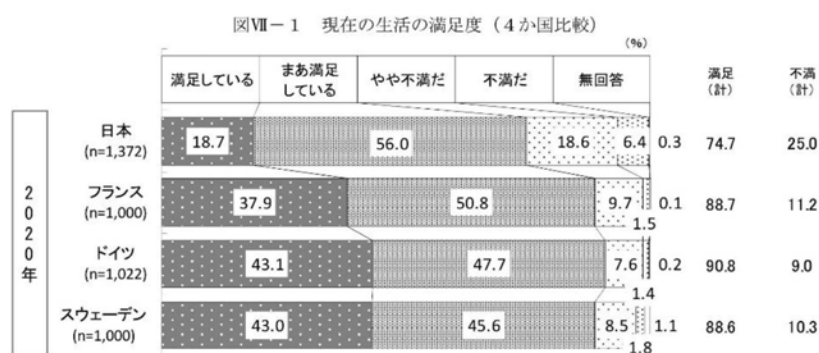
出典:「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

(7) 生活

ア 現在の生活の満足度

全体として、現在の生活にどの程度満足しているか聞いたところ、日本では、74.7%が『満足(計)』(「満足している」(18.7%)、「まあ満足している」(56.0%)の計)と回答している。

各国の結果を比較すると、「満足している」の割合はドイツ(43.1%)、スウェーデン(43.0%)が4割台前半で並び、次いでフランスが37.9%と、2割弱の日本より高い。『満足(計)』の割合も、ドイツ(90.8%)、フランス(88.7%)、スウェーデン(88.6%)では9割前後と高くなっている。

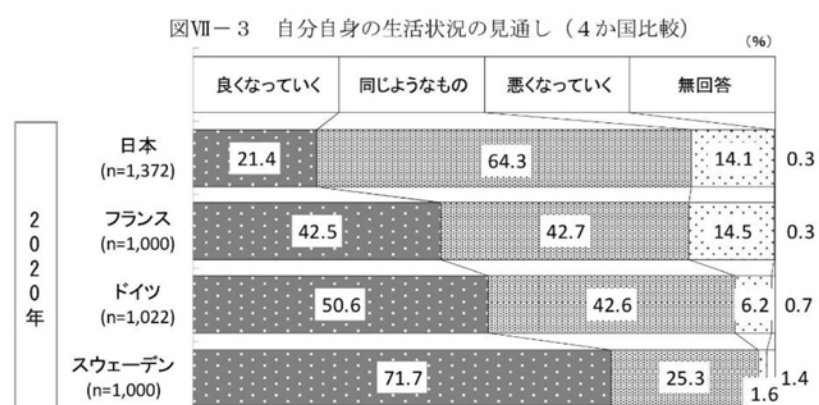


出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

イ 自分自身の生活状況の見通し

自分自身の生活は、これから先、どうなっていくと思うか聞いたところ、日本では、「同じようなもの」の割合が64.3%で最も多く、「良くなっていく」が21.4%、「悪くなっていく」が14.1%となっている。

各国の結果を比較すると、「良くなっていく」はスウェーデンで71.7%と最も高く、次いでドイツ(50.6%)、フランス(42.5%)と続き、日本(21.4%)との差が大きい。



出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

4-3 調査結果の解説

国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部部長 岩澤 美帆氏は、調査結果について以下の通り考察している。

何が子供を持つことを妨げるのか：

子育て観・子育て負担観・望まれる支援からみた日本

国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部部長 岩澤 美帆

1. 21 世紀先進国の少子化と日本の課題をさぐる

(略)

2. 4 カ国意識調査の結果と日本の位置づけ

(略)

3. まとめ

(略)

(1) 子供観・子育て観

- ・日本は欲しい子供数が 2 人に集中しているが、そうした希望の子供数を達成できると考える割合が最も低い。子供を持つことに対する印象は、フランスは「自然」、ドイツは「子孫」、スウェーデンは「楽しい」といったキーワードが挙がる中、日本は「経済的負担」が強く意識されている。
- ・総じて日本人は、子供を持つことを積極的に人生設計に組み込むことをしておらず、経済的負担が強く意識されている。その背景には、子供をもつ意義としては、他国が「楽しい」といった感情をあげるのに対し、日本人は視野が広がる、精神的に成長するなど、責任感をもち真面目に子育てに取り組む姿勢が見られることに注目したい。
- ・日本人にとって子育ては、自分の人生というより、社会的に期待された役割や子供を質の高い環境で育てたいという責任感が強く意識されるものであり、その分、つらく負担を感じやすい。
- ・その一方で、子供を持つ人生を想像し、人生設計をする機会を持たない人も多い。現代社会では仕事や個人の生活と子育てを両立させることは容易ではない。若いうちから子供がいる人生を想像し、積極的に人生設計ができる社会になることが必要であろう。

(2) 子育てに対する態度

- ・日本は他の 3 カ国と比較して分業意識が高い。男性は子供の成長に関わらず働き続ける必要があるため、妻のみが子供の成長に応じて働き方を変えている。
- ・スウェーデンでは男女とも子供の成長に応じて働き方を変えるという考えが主流だ。男性も含めて、働き方の流動性や柔軟性を高めることで両立の仕方の選択肢が増えると思われる。

(3) 子育て負担観・ワークライフバランスの状況

- ・日本人は子育てに金銭的、身体的、精神的コストをすべてかけ、自由な時間がないという状況が浮かび上がった。フランス、スウェーデンでは自由時間がないとする割合が低いのは対照的である。

- ・日本では男女ともに仕事が優先され、家事育児や個人の生活が犠牲になっているという思いが強い。理想的には家事育児や個人の生活により多くの時間を振り向けたいと考える人が多い。

(4) 子育てサポートの実態

- ・日本は社会的サポートが少なく、夫婦や夫妻の親への依存度が高い。しかしながらベビーシッターの利用ニーズは低く、休暇制度、短時間勤務制度、子供の看護休暇など、仕事を調整し自分で育児に関わる仕組みを期待している。不妊治療が困難である理由でも仕事への影響があげられている。

こうした日本における高い子育て負担感は、自国を子育てがしにくいと評価することにつながる

(5) 子育て環境の評価

- ・スウェーデンでは、教育支援、雇用の安定、育休中の所得補償、保育サービスの充実が子育てをしやすい理由としてあげられている。

- ・一方、日本ではそうした側面の評価は劣るが治安の良さが子育てをしやすい条件として認識されている。

(6) 望む子育て支援策

- ・出産、不妊治療、教育費といった金銭的支援を期待するが、一方で財源として今以上に負担が増すことを承服する割合は 4 カ国中一番低い。財源負担増がサービス増につながるという公的制度への信頼感を醸成する必要がある。

- ・育児休業については、日本は父親の育児参加を期待する割合が低い、そこには収入減や仕事・職場への影響が懸念されている。

(7) 子育て世代の生活と今般のコロナ禍の影響

- ・失業への不安、現在の生活に対する満足、これから先の生活、という生活の安心・安定を訊ねると、失業の不安がフランスで高いことをのぞき、男女とも日本が最も生活の安心・安定感がないとの結果であった。とりわけ 20 代の男性の失業不安や満足度の低さが懸念される。こうした将来への不安が、子育てに過大なコストをかける要因となり、またそうしたコストがかけられない場合には子供を持つことを諦めるという選択につながっていると思われる。将来に対する不安と慎重さが日本人に出産をためらわせている可能性がある。

- ・コロナ禍の影響については、結婚に対しても出産に対しても意欲は特にかわらないという回答が最も多かった。しかし追加出生を予定している女性の約 1 割がコロナ禍により出産意欲が弱くなったと回答していることは 2021 年以降の出生抑制につながる可能性が懸念される。また、コロナ禍が生活に与えた影響では、家計についての不安・心配が増えた人が他の 3 カ国に比べ日本が最も高い。スウェーデンは、家計についての不安・心配が他の国に比較して少なく、多少仕事の負担が増えたとしているが、家族や交際相手とのコミュ

ニケーションは増えた人が多い。コロナ禍のような外生的ショックに対して
も動揺が少ない社会、早期に回復が見込まれる社会であることは、子供を産
む決断がしやすい要因になると思われる。

(8) 結婚をめぐる意識

- ・日本は恋愛について消極的であり、結婚か、さもない恋人もいないシング
ルかの二択社会となっている。日本の女性は、結婚後の心配として、結婚相手
の親との関係や金銭面、子育てについて不安視する傾向がある。諸外国では
当事者二人の関係や自由時間が考慮されているのとは対照的である。
- ・国際比較によって明らかになったのは、日本人の結婚や子育てに対する高い
負担感は、結婚や子育てを、子供への責任、社会的責任として金銭的、身体
的、精神的コストをできる限りかけろべき重要なことであると認識する一方
で、そうした責任は夫婦や家族で対処しなければならない体制、そうすべき
とする価値観の強さがあるということである。
- ・スウェーデンやフランス、そしてドイツで、母親がある程度の自分の時間を確
保できている背景には、母親以外では配偶者やパートナー、保育所（スウェー
デン、ドイツ）、ベビーシッター（フランス）、自分の兄弟（ドイツ）、近所
の人、友人、地域の支援センター（スウェーデン）など様々なサポートを得てい
る事情が浮かぶ。
- ・現在、政府が力を入れている地域でのサポート力の強化は、こうした諸外国の
成功例にならうものであろう。ただし、これを進めるためには夫婦のみなら
ず夫婦をとりまく人々も含めて、仕事に関わる時間の短縮や時間の調整、休
暇取得がしやすい環境作りが必要である。
- ・さらに日本が諸外国と比べて後塵を拝しているところは、将来の見通しに対
する安心感・安定感であり、とりわけ若い男性の満足度の低さが懸念され
るところである。
- ・これに対処するためには、個別の少子化対策を安定的に継続することに加え、
経済や教育制度、雇用制度の安定、仮に震災やコロナ禍のような想定外の事
態により一時的に混乱が生じても、速やかに軌道回復が行われるレジリエ
ンスの強化、そして個人に想定外の困難が生じても生活が保障されるといった
安心と信頼のある社会制度を、時間をかけてでも築いていくほかはないであ
らう。

出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

5. 婚外子について

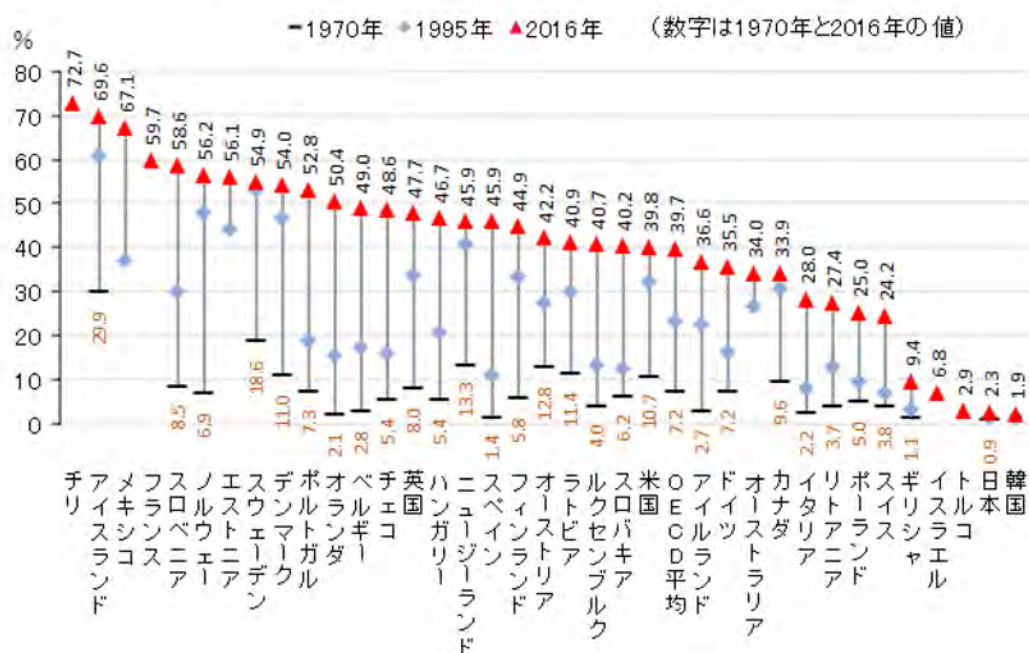
出典：「社会実情データ図録（婚外子(非嫡出子)の割合(国際比較))
<https://honkawa2.sakura.ne.jp/1520.html>」

(1) 婚外子の世界的増加

出生率を回復させた国々における出生率回復の要因のひとつとして、結婚しないまま子供を産むことが社会的に認知されている点があげられることが多い。

各国における結婚していない母（未婚の母、離別・死別後再婚していない母）からの出生（婚外子・非嫡出子）の割合を掲げた。対象国は OECD36 カ国である。

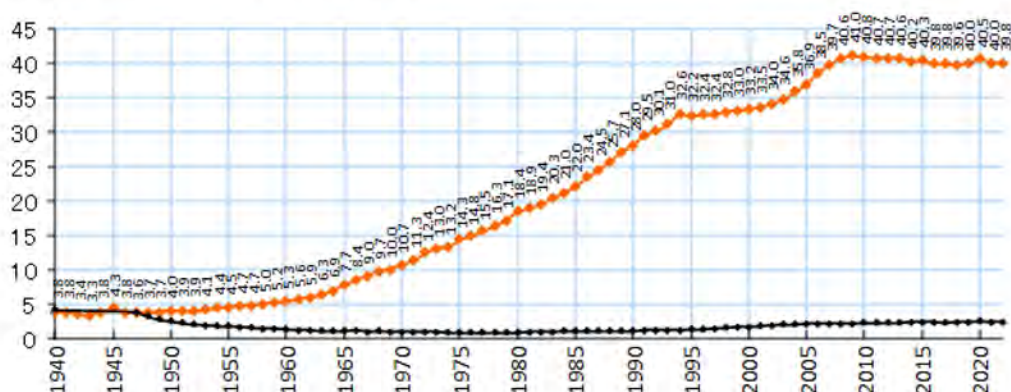
世界各国の婚外子割合



(注) 該当年のデータが得られない場合は近隣年次の値で示している。OECD (2018), "Share of births outside of marriage" (indicator), OECD Family Database (<https://stats.oecd.org/>) による。

(資料) OECD, Trends Shaping Education 2019

日米の婚外子(非嫡出子)割合の推移



(注) 米国の値のみ表示。日本の値は図録1518参照(厚生労働省「人口動態統計」による)

(資料) 米国商務省, The 2012 Statistical Abstract: Historical Statistics No. HS14、CDC, National Vital Statistics Report, Births: Final Data for 2011, Table C..Final Data for 2014, Table B. 同各年版ほか

欧米主要国の中では、フランスが 59.7%と最も高く、これに次いでスウェーデン、デンマークが 54.9%、54.0%と 50%以上を超えている。北欧のスウェーデンやデンマークは 1995 年でもこれに近い値であり、かなり前から高かった（毎年の動きを見ると近年はむしろ横這い傾向）。

欧米の中でもイタリア、ギリシャといった南欧で相対的に婚外子の割合が低い。またフランスやスペイン、アイルランドといったカソリック国、あるいはオランダ、英国といった国も 1970 年段階では低かったが、その後は、大きく上昇しているのが目立っている（EUROSTAT によるとフランスは 1980 年に 11.4%）。

目立っているのは日本の婚外子割合の低さである。日本と欧米の文化の差を感じさせる図である。儒教圏アジアは欧米と比較して婚外子割合が低く、日本（および韓国）はその中でも格段に低いと見なせるであろう。すなわち、日本の婚外子割合の低さは、アジア的な特徴と日本的な特徴がミックスしたものと考えられる。

2 番目の図は日米の 1940 年以降の推移を示している。1940 年代にはほとんどかわらなかった婚外子の割合が、その後、急速に日米で異なる動きを示したかがうかがわれる。

欧米で婚外子割合が高い要因としては、結婚に伴う法的保護や社会的信用が結婚していなくとも与えられているという側面と若者が未婚でも後先考えずに子どもを生めば後は何とかなる（国、社会が何とかする）という側面の両面があると考えられる。出生率回復に寄与しているのは主として後者の側面であろう。

自由を求める人間精神はついに結婚制度を変容ないし瓦解せしめているともいえる。

（２）フランス

出生率上昇が注目されているフランスでついに婚外子比率が 2006 年に 50%を越えたことが報道され。2008 年 1 月 19 日毎日新聞はこう伝えている。「フランスで 2006 年に生まれた子供のうち、両親が正式な結婚を していない婚外子の割合が初めて半数を超えたことが分かった。仏国立統計経済研究所が 18 日までに発表した。正式な結婚にとらわれないフランス人の考えが反映された形だ。」

同研究所によると、婚外子の割合は 65 年には 5.9%に過ぎなかったが、次第に増え続け、06 年には 50.5%（05 年は 48.4%）と正式な結婚による子供の数を上回った。07 年の結婚件数は 26 万 6500 件で前年より約 1600 件減った。

フランスでは 99 年、事実婚や同性愛のカップルに対し、税控除や社会保障などについて、結婚に準じる権利を付与するパクス（連帯市民協約）法が制定され、結婚や家族の考えが大きく変わった。「パクス婚」と呼ばれ、「合意でなくとも片方の意思だけで解消できる」点で結婚より緩やかな形。カトリックの影響で離婚が難しかったことへの反動ともみられる。社会学者のイレヌ・テリー氏は「家族を形作るのは結婚ではなく子供になりつつある」としている。

一方、フランスの昨年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生に産む子供の数）は 1.98 で、アイルランドの 1.90 を上回り、欧州連合（EU）で最高となった。EU 平均は 1.52 だった。

フランスの合計特殊出生率は 93 年に 1.66 まで落ち込んだ後、上昇に転じた。3 歳児

から公立保育園に入れるなど出産・育児への行政支援が手厚く、子供の数に応じた税の優遇措置も上昇に寄与したとされる。初産の平均年齢は 29.8 歳と、年々上昇している。」

結婚していない母から生まれた子供であっても、父母が同居していたり、出産後同居あるいは結婚すれば、一人親世帯（母子・父子世帯）の子供とはならない。婚外子割合よりは低い割合であるが、一人親世帯の子供の比率も各国で上昇している。

（３）アメリカ

アメリカでは、結婚自体が富裕層の専有物となってきたといわれる（婚姻数が全体として減り、その結果離婚も減少している）。「結婚の衰退」というタイトルで、英エコノミスト誌は、パパ、ママ、子どもたちからなるアメリカ型聖家族が少数派になってしまった状況を報告している。

人口の 58% を占める高卒以下のアメリカ人は、結婚したくてもその余裕はないという。代わりに、婚姻外で子どもを育てている。全国結婚プロジェクト（バージニア大学）によれば、大卒の母の婚外子は 6% に過ぎないのに、高卒以下の母の婚外子は 44% にのぼる。ブルッキングズ研究所のイザベル・ソーヒル（シニア・フェロー）は「結婚が少ないということは所得が少なく、貧困が多いということである」と見ている。彼女とその同僚研究者は、アメリカの所得格差の半分は家族構成の変化、すなわち、一人親家族（多くが高卒以下）は貧しくなる一方で、結婚した夫婦（教育があり共稼ぎ）はますます豊かになりつつあるという変化によっているとしている。「これは衝撃的なギャップなのだが、世間の人にはよく理解されていない」と彼女はいう。「結婚しないで子どもをもっている誰かに結婚すべきだとはいえないでしょう。それは、その人をおとしめることになるからです。」とミズ・ソーヒルは言う。（The Economist June 25th 2011）

アメリカでは、結婚しないのではなく、結婚できないのが、婚外子増加の理由だという。

（４）日本

2005 年 4 月 13 日、東京地裁は、両親の法的な結婚を子供の日本国籍の条件とした国籍法の規定（3 条 1 項）は憲法 14 条 1 項（法の下での平等）違反であるとし、結婚していない日本人の父とフィリピン人の母の間に生まれた男児に、父母の内縁関係を前提としてであるが、日本国籍を認めた。今回、同じ父母からの兄弟で、出生前の父の認知と出生後の認知とで区別があるのは不当として争われていたもの。

また、2013 年 9 月 4 日の最高裁大法廷は裁判官の全員一致で、婚内子（嫡出子）と婚外子（非嫡出子）との相続分差別（後者は前者の 2 分の 1）を規定する民法条項が違憲であるとする判断をはじめて示した。「欧米諸国では 1960 年代以降、相続の平等化が相次ぎ、2001 年にフランスが法改正すると、日本は先進国で唯一格差が残る国となった。」（東京新聞 2013 年 9 月 5 日）

こうした判決を見ると、日本でも段々と婚外子を社会的に認知していく方向を辿っていると考えられる。

ただし、日本においては皆婚慣習がなお根強く、婚外子への風当たりも厳しい。このため、非正規労働者など若い貧困層が増えていても、アメリカとは異なり、結婚する余裕のない者は、男女のカップル形成に至らない、あるいはカップルを形成しても出産しないため、婚外子は少ないままなのだと見える。

もともと、日本で、皆婚慣習が根強く、婚外子が少ない理由としては、他のアジア諸国と同様に古い家族形態が存続しているためというより、戦後、新しい自由な結婚制度が世界に先駆けて成立したからという見方も成り立つ（戦前には婚外子が多かった）。

日本国憲法は第 24 条 1 項で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」としている。「合意のみ」とは、年齢や健康上の理由、親や親族の意見・強制、あるいは宗教、教会や地域の慣習による制約などは、法律上は認めないという意味であり、そうした制約を前提とした一切の法令上の規定は憲法違反となる。例えば、フランスのような結婚前の血液検査の義務付けなどはもってのほかである。フランスでは役所での婚姻の際に、健康診断書が必要になります。これは血液検査で、病気や持病がないかどうか、もし病気があった場合、お互いにそのことを知ったうえで結婚をするということです。それは、病気や持病が原因での離婚を避けるためでもある。

日本は、役所への届出だけで婚姻が成立し、離婚も協議離婚が容易に認められるという世界でも最も簡便で自由な結婚制度である。事実婚を選択する大きな理由が日本では欠落することになったことが、極端に低い婚外子比率にむすびついている側面も考えられる。そうした意味では、戦前の家制度等による伝統的結婚制度への反動が強かったため成立した世界で最も自由な結婚制度が、現代では、世界で最も遅れているに見える極端に低い婚外子比率を生んでいることになろう。すなわち、日本は遅れているのではなく、進みすぎていて、未婚のカップルと婚外子が少なくなっているとも言えるのである。

憲法改正の自民党案では、第 24 条について、「合意のみ」を「合意」に変更している。家族・親族の絆、地域の絆を強める方向での婚姻、離婚の制度、つまり現行の欧米の制度に戻そうとする保守政党としてはもっともな改正案だと思われるが、改正の結果、見込まれるのは、おそらく意図とは反対の欧米レベルへの事実婚や婚外子の増加であろう。

I. 「こども未来戦略」(案)(抜粋)

出典:「こども未来戦略」(案)(令和5年12月22日こども未来戦略会議)

1. こども・子育て政策の課題

- こども・子育て政策については、過去30年という流れの中で見れば、その政策領域の拡充や安定財源の確保に伴い、待機児童が大きく減少するなど一定の成果はあったものの、少子化傾向には歯止めがかかっていない状況にある。
- 少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、とりわけ、こども・子育て政策を抜本的に強化していく上で我々が乗り越えるべき課題としては、以下の3点が重要である。

(1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

- 若い世代において、未婚化・晩婚化が進行しており、少子化の大きな要因の一つとなっていると指摘されている。
- 若い世代(18～34歳の未婚者)の結婚意思については、依然として男女の8割以上が「いずれ結婚するつもり」と考えているものの、近年、「一生結婚するつもりはない」とする者の割合が増加傾向となっている。さらに、未婚者の希望する子ども数については、夫婦の平均理想子ども数(2.25人)と比べて低水準であることに加えて、その減少傾向が続いており、直近では男性で1.82人、女性で1.79人と特に女性で大きく減少し、初めて2人を下回った。
- また、雇用形態別に有配偶率を見ると、男性の正規職員・従業員の場合の有配偶率は25～29歳で27.4%、30～34歳で56.2%であるのに対し、非正規の職員・従業員の場合はそれぞれ9.6%、20.0%となっており、さらに、非正規のうちパート・アルバイトでは、それぞれ6.2%、13.0%にまで低下するなど、雇用形態の違いによる有配偶率の差が大きいことが分かる。また、年収別に見ると、いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。
- 実際の若者の声としても、「自分がこれから先、こどもの生活を保障できるほどお金を稼げる自信がない」、「コロナ禍で突然仕事がなくなったり、解雇されたりすることへの不安が強くなった」などの将来の経済的な不安を吐露する意見が多く聞かれる。また、「結婚、子育てにメリットを感じない」との声や、「子育て世帯の大変な状況を目の当たりにして、結婚・出産に希望を感じない」との声もある。
- このように、若い世代が結婚やこどもを生み、育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等から、将来展望を描けない状況に陥っている。雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭等に向け、若い世代の所得の持続的な向上につながる幅広い施策を展開するとともに、Ⅲ.で掲げる「こども・子育て支援加

速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)で示すこども・子育て政策の強化を早急に実現し、これを持続していくことが必要である。あわせて、25～34歳の男女が独身でいる理由について、「適当な相手に巡り合わない」とする割合が最も高くなっていることも踏まえた対応も必要である。さらに、幼少期から10代、20代のうちに、こどもと触れ合う機会を多く持つことができるようにすることが重要である。

(2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

- 「自国はこどもを生み育てやすい国だと思うか」との問いに対し、スウェーデン、フランス及びドイツでは、いずれも約8割以上が「そう思う」と回答しているのに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答している。また、「日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」と回答している。
- 子育て中の方々からも「電車内のベビーカー問題など、社会全体が子育て世帯に冷たい印象」、「子連れだと混雑しているところで肩身が狭い」などの声が挙がっており、公園で遊ぶこどもの声に苦情が寄せられるなど、社会全体の意識・雰囲気がかこもを生み、育てることをためらわせる状況にある。
- こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組の更なる拡充を図っていく必要がある。
- また、全世帯の約3分の2が共働き世帯となる中で、未婚女性が考える「理想のライフコース」は、出産後も仕事を続ける「両立コース」が「再就職コース」を上回って最多となっているが、実際には女性の正規雇用における「L字カーブ」の存在など、理想とする両立コースを阻む障壁が存在している。
- 女性(妻)の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向にあるが、日本の夫の家事・育児関連時間は2時間程度と国際的に見ても低水準である。また、こどもがいる共働きの夫婦について平日の帰宅時間は女性よりも男性の方が遅い傾向にあり、保育所の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中する「ワンオペ」になっている傾向もある。
- 実際の若者の声としても「女性にとって子育てとキャリアを両立することは困難」、「フルタイム共働きで子育ては無理があるかもしれない」といった声が挙がっている。
- 一方で、男性について見ると、正社員の男性について育児休業制度を利用しなかった理由を尋ねた調査では、「収入を減らしたくなかった(39.9%)」が最も多かったが、「育児休業制度を取得しづらい職場の雰囲気、育児休業取得への職場の無理解(22.5%)」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があった(22.0%)」なども多く、制度はあっても利用しづらい職場環境が存在していることがうかがわれる。

○こうしたことから、こども・子育て政策を推進するに当たっては、今も根強い固定的な性別役割分担意識から脱却し、社会全体の意識の変革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策をあらゆる政策手段を用いて実施していく必要がある。

(3) 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

○夫婦の平均理想こども数及び平均予定こども数は 2000 年代以降、ゆるやかに低下してきており、直近では、平均理想こども数は 2.25 人、平均予定こども数は 2.01 人となっている。理想のこども数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由が 52.6%で最も高く、特に第3子以降を持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因となっている。

○また、妻の年齢別に見ると、35 歳未満では経済的理由が高い傾向にあるが、35 歳以上の夫婦では、「ほしいけれどもできないから」といった身体的な理由が高い。また、いずれの世代も「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」が高い。

○これまでのこども・子育て政策の中では、保育対策にかなりの比重を置いてきたが、0～2 歳児の約 6 割はいわゆる未就園児であり、こうした家庭の親の多く集まる子育て支援拠点が行った調査によれば、拠点を利用する前の子育て状況として「子育てをしている親と知り合いたかった」、「子育てをつらいと感じることがあった」、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」など、「孤立した育児」の実態が見られる。

○一方で、在宅の子育て家庭を対象とする「一時預かり」、「ショートステイ」、「養育訪問支援」などの整備状況は、未就園児 1 人当たりで見ると、一時預かりは年間約 2.86 日、ショートステイは年間約 0.05 日、養育支援訪問は年間約 0.1 件など、圧倒的に整備が遅れている。

○実際の若者の声としても「教育費が昔より高くなっているので、経済的負担を考えると 1 人しか産めなさそう」、「住居費などの固定費に対してお金がかかる」といった負担感のほか、「親の所得でこどもへの支援の有無を判断すべきではない」といった子育て世帯の不公平感を指摘する声もある。

○さらに、子育て家庭が負担感を抱えている現状については、若い世代が子育てに対してネガティブなイメージを持つことにもつながっており、「こどもがいると今の趣味や自由な生活が続けられなくなる」、「こどもを育てることに対する制度的な子育て罰が存在する」などといった指摘の背景ともなっていると考えられる。

○公教育の再生は少子化対策としても重要であり、こどもを安心して任せることのできる質の高い公教育を再生し充実させることは、次代を担うこどもたちの健やかな育成はもとより、若い世代の所得向上に向けた取組の基盤となり得るほか、基礎的な教育に係る子育て家庭の負担軽減にもつながるものである。このため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策の推進、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進、国策としての G I G A スクール構想の更なる推進など、公教育の再生に向けた取組を着実に進めていくことが重要である。

- また、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、「こども未来戦略方針」の決定から1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。

2. 3つの基本理念

- 我々が目指すべき社会の姿は、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会である。また、公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、以下の基本理念とも密接に関連する。こうした社会の実現を目指す観点から、こども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むため、この戦略の基本理念は、以下の3点である。

(1) 若い世代の所得を増やす

- 第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。
- このため、こども・子育て政策の範疇を越えた大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」(成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる)と「賃金と物価の好循環」(企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される)という「2つの好循環」の実現を目指す。
- また、賃上げを一過性のものとせず、構造的賃上げとして確固たるものとするため、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化の三位一体の労働市場改革について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」で決定した事項を、早期かつ着実に実施する。
- さらに、賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用の方々の正規化を含め、雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある取組を進める。
- こうした施策を支える基盤として、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するため、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の労働者を雇用保険の適用対象とすることとし、2028 年度に実施するため、所要の法案を次

期通常国会に提出する。また、いわゆる「年収の壁（106万円・130万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

○また、全国どの地域に暮らす若者・子育て世代にとっても、経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で、将来展望を持って生活できるようにすることが重要であり、引き続き、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方において若い女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、未来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

○こうした取組と併せて、「加速化プラン」において、ライフステージを通じた経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、こども・子育て支援の拡充、共働き・共育てを支える環境整備などを一体として進め、若者・子育て世帯の所得を増やすことで、経済的な不安を覚えることなく、若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていく。

（２）社会全体の構造・意識を変える

○第二に、少子化には我が国のこれまでの社会構造や人々の意識に根差した要因が関わっているため、家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を作らなければならない。

○このため、これまで関与が薄いとされてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加して、社会全体の構造や意識を変えていく必要がある。こうした観点から、「加速化プラン」においては、こどもまんなか社会に向けた社会全体の意識改革への具体策についても掲げることとする。

○また、企業においても、出産・育児の支援を投資と捉え、職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるようにしていく必要がある。この点については、特に、企業のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めていくことが重要である。同時に、育児休業制度自体についても、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化するとともに、職場に復帰した後の子育て期間における「働き方」も変えていく必要がある。特に、出生率の比較的高い地方から東京圏への女性の流出が続いている現状を踏まえ、全国の中小企業を含めて、女性が活躍できる環境整備を強力に進めていくという視点が重要である。

○働き方改革は、長時間労働の是正により夫婦双方の帰宅時間を早め、育児・家事に充てる時間を十分に確保することや、各家庭の事情に合わせた柔軟な働き方を実現すること等につながる。また、子育て家庭にとってのみならず、事業主にとっても、企業の生産性向上や労働環境の改善を通じた優秀な人材の確保といった効果があることに加えて、延長保育等の保育ニーズの減少を通じて社会的コストの抑制効果が期待されるものでもある。さらに、価値観・ライフスタイルが多様となる

中で、子育てに限らない家庭生活における様々なニーズや、地域社会での活動等との両立が可能となるような柔軟で多様な働き方が普及することは、全ての働く人にとってメリットが大きい。このため、特に、働き方改革の実施に課題のある中小企業の体制整備に向けた取組を強力に後押ししていくことが必要である。

- 育児休業を取りやすい職場づくりと、育児休業制度の強化、この両方があって、子育て世帯に「こどもと過ごせる時間」を作ることができ、夫婦どちらかがキャリアを犠牲にすることなく、協力して育児をすることができる。このためには、地域や規模に関係なく全ての企業の協力が不可欠であり、働き方改革の推進とそれを支える育児休業制度等の強化など、「加速化プラン」で掲げる具体的な施策について、政府・経済界・労働界が一体となって、官民挙げて強力に取り組んでいくこととする。

(3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

- 第三に、様々なこども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと、すなわち「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が必要である。
- これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容も変化している。
- 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、こども・子育て支援の内容についても、
 - ・親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること
 - ・幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと
 - ・これまで比較的支援が手薄だった、妊娠・出産期から0～2歳の支援を強化し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みに応えられる伴走型支援を強化するなど、量・質両面からの強化を図ること
 - ・貧困の状況にあるこどもや虐待を受けているこども、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、ひとり親家庭のこどもなど、多様な支援ニーズを有するこども・若者や、これらのこどもの家庭に対してよりきめ細かい対応を行うことなどが必要となっている。
- こうした観点から、こども・子育て支援に関する現行制度全体を見直し、全てのこども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築することを目指すしていく。

- また、「総合的な制度体系」を構築する際に重要なことは、伴走型支援・プッシュ型支援への移行である。従来、当事者からの申請に基づいて提供されてきた様々な支援メニューについて、行政が切れ目なく伴走する、あるいは支援を要する方々に行政からアプローチする形に、可能な限り転換していくことが求められる。
- さらに、制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策 DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て世帯等の利便性向上や健康管理の充実、子育て関連事業者・地方自治体等の手続・事務負担の軽減を図る。なお、こうした「こども政策 DX」に積極的に取り組み、各制度の実施に当たっては DX による効率的な実施を基本とするとともに、関係データの連携、そのデータの利活用を図ることは、PDCA の推進のためにも重要と考えられる。
- また、全国それぞれの地域社会において、地域の実情に応じた包括的な支援が提供されるよう、国と地方自治体が連携して、こども・子育て支援の強化を図っていく必要がある。その際には、地域ごとの多様なニーズに対して、幼児教育・保育事業者はもとより、企業や NPO・NGO、ボランティア団体、地域住民などの多様な主体の参画の下で、それぞれの地域が有する資源を最大限に活用しながら、こども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組を促進していくことが重要である。

Ⅱ. 少子化に関する県の現状と課題について（抜粋）

出典：平成 25 年度第 3 回三重県経営戦略会議資料

平成 25 年度 第 3 回三重県経営戦略会議（平成 25 年 9 月 3 日）

【議題資料】「少子化に関する県の現状と課題について」

少子化対策を講じるにあたっての視点

- ◎「産めよ増やせよ」や価値観の押し付けではなく、希望がかなう社会を目指す。
- ◎地域・家族の実情はそれぞれであり、それに合ったきめ細かな対策が必要。
- ◎現場に近いところで創意工夫ができる体制や仕組みが必要。

ライフステージごとのきめ細かな対策
・思春期、結婚、妊娠、出産、子育てといった、ライフステージごとの対策が必要
少子化は社会的課題であるとの認識を持つこと
・少子化は社会保険制度や地域コミュニティ維持に影響を及ぼす社会的課題
・人口減少や人口流出に伴い、地域コミュニティ崩壊に繋がる危機
県・市長等や県民が一体となって取り組む
・国家的課題である一方、地域の実情に地方目線の対策が必要
長期的視点と継続的な取組
・フランスやスウェーデンは、「人口」を所与のものではなく、政策によって変えられる「変数」と捉えて少子化を克服

フランス…1980 年代初頭に合計特殊出生率が 2.07 を割り込んだことを契機に、出生率 2 超を政策目標として家族政策を設計し、多子世帯への税制優遇等を実施。

スウェーデン…女性を「市場における弱者」の境遇から解放することを目指し、育児の「社会化」を推進。

それぞれの実情に応じた、長期（20 年以上）にわたる取組により、少子化を克服。

⇒国はもちろん、地域によって異なる実情に応じた、長期的・継続的な取組が必要。

少子化は国家的課題である一方、地域の実情に応じた痴呆目線の対策が必要。

少子化対策の具体的取組は、国と地方の役割分担という視点から、以下の 4 つに分かれる。

I 国が今すぐ、国策として対策の強化に取り組む必要のあるもの
・若年層の就職支援 ・非正規雇用労働者の雇用安定と処遇改善 ・子育て世帯の経済的な負担の軽減 ・仕事と育児の両立支援 ・医師・助産師等の養成 ・出産一時金等の支給 ・不妊治療への支援の拡充 など
II 地方が取り組んでいるが直ちに国が統一的な実施に向けて検討を行う必要のあるもの
・認可外保育施設への助成 ・仕事と育児の両立支援 ・周産期医療体制の整備 ・妊婦健診の適正受診指導・助成 ・乳幼児（心身障がい児含む）医療費の助成 など
III 補助対象だが、地域の実情に応じて実施する必要のあるもの
・子ども・子育て支援新制度の円滑な施行 ・待機児童解消加速化プランの推進 ・保育士の人材確保と処遇改善 ・社会的養護が必要な子どもの支援体制の強化 ・産後ケア体制の強化 など
IV 地方が地域の実情に応じて、独自に取り組むべき必要のあるもの
・結婚相談。支援体制の整備 ・未婚者の交流の機会を応援・提供する事業 ・コミュニケーションスキル向上のための研修 ・子育て家庭の経済的な負担の軽減 ・育児負担軽減のための支援 ・親育ちの支援 ・地域の結婚や子育てを応援する気運の醸成 ・妊娠・出産に関する相談支援体制の整備 など

ライフステージごとの現状と課題

結婚や子供を持つことについて希望が叶わない要因となっている課題を解消するためには、これまでの対策を見直し、思春期から、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフステージ毎にきめ細かな

対策を展開することが必要。

ライフステージ	(1) 子ども・思春期からの教育	(2) 結婚	(3) 妊娠・出産	(4) 子育て
キニワード	・妊娠・出産・不妊に関する認知度 ・将来子どもを産み育てたいという意識 ・望まない妊娠	・未婚化・晩婚化 ・若者雇用の実態、経済的な不安	・乳児死亡率 ・産婦人科医・助産師・小児科医の不足 ・妊娠中の仕事、育児にかかる負担 ・不妊に関する知識、不安、経済的負担	・子育て不安 ・子育ての経済負担 ・男性の育休取得、女性の子育て後の再就業に関するキャリア支援 ・男性の育児参加 ・両立支援にかかる企業のコスト負担 ・企業における子育て風土の醸成

(1) 子ども・思春期からの教育

現状	課題
① 妊娠・出産・不妊に関する認知度の低さ ・妊娠可能性や妊娠適齢期等に関する認知度について、我が国は先進国の中で最下位。新興国を含めても低位 ・現在、例えば不妊症等については、学校の保健体育で教えられることもあるが、教育における知識の普及が遅れていると言わざるを得ない。 ② 将来子どもを産み育てたいという意識の低下 ・雇用環境や生活環境の大きな変化により、若者は自分の働き方や結婚・出産についての将来のビジョンを持てなくなっている。 ③ 望まない妊娠 ・三重県の10歳代の人口妊娠中絶実施率（人口千対）は6.4（平均23年度、全国平均7.1）で、全国平均を下回っているものの、適切なサポートが必要。	①②③結婚・妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や実体験の場の提供 ・思春期から男女ともに、自らどう生きたいのか考えていけるよう、自己肯定感を高めながらライフプラン教育をしていくなかで、妊娠、出産の適正時期や母体への影響、不妊の原因の半分は男性にあることなどについての教育を発達段階に応じて実施していくことが必要。 ・子ども自身が、将来子どもを産み育てたいといった期待や希望を持って育っていける取組が必要。

県外における参考事例

○思春期保健対策（栃木県）

【趣旨】

心身ともに成長が著しく、人格形成に重要な時機である思春期において、子どもが心身ともに成長できるよう実施します。

【事業背景】

思春期の課題は、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題、過剰なダイエットや肥満といった健康の問題。いじめ、不登校引きこもりなど多様化・深刻化しており、思春期の子どもたちが責任ある行動・決断ができるよう社会におけるサポート体制の充実を図ることが必要です。

【具体的な内容】

思春期における健康づくりの一環として、思春期の悩みや不安などについて気軽に相談に応じられるよう。思春期の相談に携わる同年代

三重県の主な取組

○ライフプラン教育

○中学、高校における「保健体育」での学び

- ・思春期の健康・妊娠、出産と健康・結婚生活と健康 など

○高校における「総合的な学習の時間」での学び

- ・「高校生の親育ち講座」：命の大切さや性に関し学ぶ

- ・性をめぐる諸問題について学ぶ

- ・中学、高校、特別支援学校での産婦人科医・助産師等による講演。性の理解と性感染症予防、こころや体の成長や、自己肯定感の向上

- ・思春期健康教育

○赤ちゃんとのふれあい体験（小学校、中学校）

- ・乳幼児のふれあいや母親との交流会の実

のピア（peer＝仲間）カウンセラーを養成し、専門の相談員（保健師、助産師、看護師、養護教諭等）とともに相談に応じる思春期相談センター（クローバーピアルーム）を設置し・運営しています。 【効果】 県の課題であった、10代の人工妊娠中絶率、感染症の罹患率が低下傾向にあります。 - 人工妊娠中絶率（20歳未満）H12年 17.4→H21年度 7.6（15歳以上 20歳未満の女子総人口千当たり） - 性感染症患者数の割合（20歳未満）H12年 17.2→H21年度 8.9（医療機関からの報告数のうちの 20歳未満の構成比） 上のような取組事例はあるものの、日本において、妊娠・出産・不妊に関する子ども・思春期からの教育は遅れていると言わざるを得ないのが現状	施 ○思春期の子供への対応 - 地域の相談機能の強化、ピア（仲間）活動など思春期の子どもが主体となる取組の推進 - 思春期保健指導セミナー：医療・教育・NPO等の共通理解、連携体制を構築 - 思春期ピアサポーター養成事業：大学生をピアサポーターとして養成。平成 24年度は、看護系の大学生をピアサポーターとして養成し、中高生を対象にピア活動を実施。 ○妊娠レスキューダイヤル - 予期せぬ妊娠を若年夫婦などをサポート 【電話相談（月・水・土）】（平成 24 年 11 月スタート） 【事例】誰にも言えず悩んでいた高校生が、相談を経て無事出産し、産後は保健師等の支援を受け家族ぐるみで子育てしているなど
---	---

(2) 結婚

現状	課題
① 未婚化・晩婚化 1970 年には、男女とも 30 歳代前半で約 9 割が結婚。2010 年国勢調査では、30 代までの未婚率は男性約 48%、女性約 37%。 - いずれ結婚しようとする未婚者の割合は 9 割弱と高く、結婚の先延ばし感は薄らいでいる - 異性の交際相手のいない未婚者が男女ともに増加。 - 企業等が新卒採用を抑制したことなどから職場での若者が減少。職場や仕事で出会い結婚するケースが減るなど、出会いの場が減少。 ② 若者雇用の実態・経済的な不安 - 若者の非正規雇用者が大幅に増加。15 歳～24 歳の非正規雇用の割合は、21%（1990 年）→48%（2010 年） - 男性非正規雇用の平均年収は約 200 万円。子どもを持つ結婚生活を送ることが困難に。 - 未婚者では男女とも非正規雇用の割合が高くなっているとともに、非正規雇用や無職の男性は、結婚意欲や結婚に利点を感じる割合が顕著に低い。 - 結婚相手に求める条件として、女性は相手の経済力や職業を重視する傾向にある。	① 結婚を希望する人の望みを叶える環境づくり - 男女の交友の場の設定など、結婚を前提とした出会いができる環境づくりが必要。 - 結婚したい人が一歩踏み出せる支援（財政支援等）が必要。 ② 若者の経済的安定につながる取組 - 新規の正規雇用の創出など、結婚を望む若者の経済的な安定につながる取組が必要。
県外における参考事例 国内自治体 ○結婚（「婚活」）支援 未婚化・晩婚化の進行を受けて「ながの出会い応援プロジェクト事業」（長野県）、	三重県の主な取組 ○三重県地域づくり支援補助金 ○県と市長が連携強化をはかり、協働して地域づくりを推進することにより地域主権社会の実現を目指すことを目的として実施する

「出会いのきっかけ応援事業（婚活サポーター事業）」（高知県）など、都道府県単位でも、サポーターの養成などにより未婚の男女の出会いと結婚の支援に取り組む自治体が増えている。 ○若者雇用の安定化 「フリーター等職場体験事業」（福井県） ・正規就職を希望するフリーター等の若者を対象に、民間企業での短期の職場体験を実施します。 ・受入対象：県内企業に正規就職を希望する若者失業者 ・体験期間：1人当たり5日間 ・受入人数：50人 ・受入企業：若者求職者の雇用に理解がある県内企業 ・その他：職場体験前に、キャリアアドバイザー及びマッチングアドバイザーの面談を受け、職場体験先を選定、マナーセミナーの受講（出典）全国知事会 先進政策バンク こんな取組も・・・ 「ふじのくにエンゼルパワースポット」（静岡県） ・静岡県内の恋愛・結婚・子宝にまつわる地点や物を公募し、171か所を認定したところ、多くの若者や観光客が集まりマスコミからの取材も相次いだ。市町村も同スポットを有効活用した事業を計画し、各地での結婚・出産の機運の醸成に役立っている。（出典）『厚生福祉』8月9日号 海外 ・お見合いセンターを国が設置し、運営。（シンガポール） ・新婚夫婦の出発を支援するため、無住宅・低所得の新婚夫婦に貸借住宅を特別供給及び国民住宅基金から低金利の貸金を融資。（韓国） ・大学生・結婚予定者等を対象に結婚準備プログラムを運営。（韓国）	事業経費について補助を行う。 ○「人口減少対策」事業を実施している2市町（鳥羽市、南伊勢町）が課題解決に寄与する事業として補助を受けている。 【事業例：鳥羽出会い応援事業】 県内外における田舎暮らしに魅力を感じていただける女性を対象とした広報活動、個人面接を実施し、地元独身男性との交流事業を行う。 ・事業内容：1泊2日で実施 ・参加女性：42名 ・成果：4組のカップルが誕生 ・次年度以降の計画：同事業を実施する南伊勢町との連携を行い、定住促進や地域の活性化に結び付けていく予定 ○三重の移住・交流ポータルサイト ええとこやんか三重 ○移住セミナーや田舎暮らし体験、空きやバンクなど、三重での田舎暮らし関連情報を提供している県のポータルサイトにおいて婚活情報が入手できる。
---	--

（３）妊娠・出産

現状	課題
① 乳児死亡率 ・三重県の乳児死亡率は千人当たり 3.3 人と、全国で 2 番目に高い。 ② 産婦人科医・助産師・小児科医の不足 ・三重県では産婦人科医の高齢化が進み、将来的に不足が懸念される。 ・三重県では、50 歳未満の産婦人科医で女性の割合が 50%超であり、そうした人の出産・子育てに伴い離職が懸念される。 ・三重県では分娩取扱病院に勤務する産婦人科・小児科の出生あたりの医師数が全国平均を下回り、意思の高齢化が進む。	①②安心して子どもを産み育てることのできる医療体制づくり ・周産期医療の充実が必要。 ・低体重出産児や障がい児など医療依存度の高い子どもに対する、地域における支援体制の確保が必要。 ・産婦人科医や小児科医の確保が必要。 ・子育て中の女性産婦人科医や助産師等看護職員が意欲をもって働き続けられるよう、勤務環境の整備が必要。 ③ 妊娠中の仕事、育児にかかる負担の軽減

③ 妊娠中の仕事、育児にかかる負担 ・妊娠中の体調不良でも仕事を休むことが困難で、退職せざるを得ないケースがある。 ・第1子出産でひどいつわりを経験し、サポートする両親等が近所にいないと、第2子の出産を躊躇してしまうケースがある。 ④ 不妊に関する知識不足 ・晩婚化により、妊娠適齢期と子どもを産む時期が合わず、妊娠・出産の阻害要因に。 ・男女とも、年齢とともに卵子廊下や生死の数の減少が進むとの認識が低く、不妊治療の初診時の平均年齢は35歳以上が80%。 ・不妊治療を受ける40歳以上の割合が3割となり、諸外国よりも格段に多い。 ・諸外国に比べ、不妊の原因の半分が男性にあることの認識が低い。 ⑤ 不妊等にかする不安 ・不妊を心配し、実際に検査や治療を受ける人は増加傾向。 ・反復・習慣流産である「不育症」は、検査方針やリスク因子毎の治療法が定まらず、難しい疾病。 ⑥ 不妊等治療の経済負担 ・不妊症等に関する治療費は高額で、経済負担が大きい、保険適用は一部にとどまる。	・仕事を持つ女性がつわりなどの体調不良時に柔軟な勤務ができる制度の普及が必要。 ・子どもを持つ女性が妊娠した際の育児をサポートする体制の整備が必要。 ④ 不妊に対する知識の普及 ・乱視の老化や生死の数の減少などによる不妊の知識の普及が必要。 ⑤ 不妊に関する相談の充実 ・晩婚でも安心して妊娠・出産ができる環境づくりのため、不妊治療開始時のカウンセリングや不妊専門相談の充実が必要。 ・不妊症看護認定看護師の養成が必要。 ⑥ 不妊・不育症治療に対する経済的支援 ・不妊治療費の助成や保険適用化などの経済的支援が必要。										
県外における参考事例 国内自治体 ○不妊専門相談センターの設置等による、不妊に悩む夫婦への相談支援 ○周産期母子医療センターを基盤とする周産期医療 ○国の特定不妊治療支援への上乗せ助成 以上のようなことには、多くの都道府県が取り組んでいる。 海外 ・母親が出産や病気のときに代わりに面倒をみるサービス（スウェーデン） ・子ども出生時の現金給付、国の補助制度も附加された積立制度で第3子優遇。（シンガポール） ・産前検診に係る妊産婦の自己負担を緩和すべく、電子パウチャーの形態で費用支給を行うことを検討。（韓国）。	三重県の主な取組 ○すくすく号 地域の病院、産科診療所、助産所で生まれた重症な新生児に対し、高度で専門的な医療を提供するため、医師が検査、治療を行いながら周産期母子医療センターへ搬送 ※県が購入し、総合周産期医療センターである三重中央医療センターへ無償貸与して運営を委託 《搬送件数の推移》 <table><tr><th>年度</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th></tr><tr><td>搬送件数</td><td>44</td><td>45</td><td>47</td><td>54</td></tr></table> ○子育て医師等復帰支援事業 県内の病院が取り組む、子育て等により離職した医師の復職研修プログラムの作成、復職に向けた研修体制や子育て中の医師の勤務環境整備など、子育て支援の仕組みづくりを財政的に支援 ○不妊専門相談 毎週火曜日10時から20時に実施。 「不妊症看護認定看護師資格」を有する助産師を不妊カウンセラーに配置し、不育症も含めた相談に対応 ※働く女性の増加に配慮し、23年度からは20時まで相談時間を延長	年度	H21	H22	H23	H24	搬送件数	44	45	47	54
年度	H21	H22	H23	H24							
搬送件数	44	45	47	54							

	○不妊治療助成 県では、国の補助制度に上乗せし、夫婦の所得 400 万円未満の夫婦を対象に、1 回 10 万円上限（年 1 回、通算 5 回まで）助成 ※国の補助制度＝1 回の治療につき 15 年間を限度に、1 年度あたり 2 回（平成 23 年度からは初年度は 3 回）まで通算 5 年間又は通算 10 回まで助成 など
--	--

(4) 子育て

現状	課題
① 核家族などによる子育て不安 ・世帯人員の減少、核家族の進行とともに、特に地域のつながりが希薄なところも多く、子育て家族の孤立から子育て不安につながるケースも。 ・特に発達障がい等に関する専門的な相談への対応が不十分。 ② 子育ての経済負担 ・子育ての数の理想と現実のギャップの要因は、第 2 子までは夫婦間の家事・育児の分担や育児不安が主なもの。第 3 子以降は教育費の負担が主なもの。 ③ 男性の育児休業取得率が低い。 ・未婚女性は子育て後に再び仕事をすることを理想とするが、実際は子育てと仕事を両立するコースが多いと考えている。 ・育児期の家庭では、夫は仕事、妻は育児という役割分担が多い。子どもの 3 歳以降の妻の再就職はパート等が多い ・中途採用の募集人員では、「事務関連職」が減り、「専門・技術職」が多い。 ④ 男性の育児参加と勤務環境の状況 ・未婚者が「家事・育児の能力」を結婚相手に求める条件として重視する傾向が高まっている。 ・育児期の男性の約 1/5 が週 60 時間以上の長時間勤務。家事・育児参加の阻害要因。 ⑤ 両立支援にかかる企業のコスト負担 ・両立支援には企業にコスト負担がかかるため、経営体力の乏しい会社では困難な場合も。	①地域ネットワーク・祖父母力・専門家による支援 ・子育て家族が孤立しないよう、地域のネットワークや子育て相談の仕組みづくりが必要。地域の祖父母力の活用も鍵。 ・産前産後のケアのため、産科医、小児科医、助産師、保健師、行政の連携が必要。特に、医療依存度の高い子どもや福祉的支援が必要な子どもに対しては、関係者が十分な情報共有を図りつつ継続的に支えることが必要。 ・3 世代同居・近隣住居の際の支援。 ②④経済的支援・男性の育休・長時間労働の解消 ・短期育休と経済的支援（短期の育休取得を容易にする等）の仕組みが必要。 ・夫婦で役割分担する家族が多いという実情も踏まえ、男性の育休取得を促す制度を検討。 ・幼い子どもをもつ男性社員の労働時間に配慮。 ・平均的子育て期の男性が利用できる育休制度。 ・男性が経験者から育児を学ぶ機会の設定。 ・子育て家庭における夫婦のコミュニケーションを支援する取り組みが必要。 ③ 女性の子育て後の再就職支援 ・3 歳以降の子どもの母親を正規雇用する再就職のための支援が必要。 ・就労キャリアを適正に評価し、正規雇用での再就職につながる仕組みづくりが必要。 ⑤ 中小企業の取組促進 ・経営体力に応じた企業の子育て支援の取組促進が必要。 ・企業の意識改革（子育て支援への取組が経営効率化や信頼向上のプラスに繋がる）が必要。 ⑥ 県の先導的な取組 ・働き方の改革については、子育て世代の職員の長時間労働の解消やテレワークなど先導的な取組を行い、県内企業や県民に啓発する必要。 ・県内のニーズにあった柔軟な事業構築が必要。

県外における参考事例

国内自治体

○多子世帯への経済的支援

教育費等の負担がかかる第3子以降の子供を持つ家庭に対して、保育課の補助などの経済的支援を行っている自治体は多い。

男性の育児参加への第一歩として、意識・機運の醸成には多くの自治体に取り組んでいる。例えば、

○やまがたイクメン応援サイト（山形県）

男性が積極的に子育て参加できる環境づくりのため、「イクメン」（子育てに積極的な男性）やその家族、企業に対し、セミナーの開催情報や地域・企業・団体のイクメン応援事例などの情報を提供している。

海外

- ・ベビーシッターや家事代行サービスにかかる費用の半額が個人の所得税から控除。企業がそれらのサービスに利用できるバウチャーを従業員向けに発行した場合も、経費の4割程度が法人税から控除。（フランス）
- ・夫婦間が良好関係を築いていることが子どもの幸せに繋がるとの考えから、夫婦の絆を強めるための学習の場、相談システムのサービスを提供。（シンガポール）
- ・企業に保育所の設置あるいは子育て支援給付金の支払いを努力義務として位置づけ。（韓国）
- ・父親が有給で一定期間育児休暇取得。そうしなければ育児手当がかなり減額することになり、実質義務的な制度「パパ・クォータ制度」。（ノルウェー）

三重県の主な取組

○発達障がい児支援

- ・市長の一元化窓口・機能の設置支援
県立小児診療センターあすなろ学園に「こどもの発達総合支援室」を設置し、市町人材区政支援などを実施
- ・平成25年4月現在、県内29市町村のうち18市町で仕組みを構築
- ・みえ発達障がい支援システムアドバイザー養成平成25年4月現在、20市町で42人が研修修了

○発達チェックリスト（CLM）の普及

CLM＝日常の集団保育の中で子どもの発達課題に早期に気づくためのチェックリスト（Check List in Mie）

- ・CLMを活用した保育所・幼稚園での個別の指導計画を実施している市町は、29市町のうち25市町
- ・CLMと個別指導計画の巡回研修は、平成19年度から平成24年度までで432個（所）
⇒既存の複数施設を、「こども心身医療センター（仮称）」として統合し、発達支援の拠点として整備（予定）

○歯科の視点からの児童虐待防止と子育て支援

- ・平成17年度より、愛知学院大学及び三重県医師会、三重県が被虐待児と歯科疾患「や生活習慣との関連を調査。その結果をもとに、早期より歯科からの視点で児童虐待防止と子育て支援を実施
- ・虫歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数（MIES）の開発。学校歯科健康診断時の活用を検討。

○親なびワーク

子育て中の親の参加体験型のプログラム
子育てに関するテーマに基づき、参加者が子育ての想いや悩みなどを語り合い、親の役割や自身の成長について学び合う。県内各地で実施。

○男性の育児参加の意識喚起

- ・ファザーリング全国フォーラムを三重県で開催（H26）予定。 など